

葉山御用邸内遺跡発掘調査報告

はじめに

葉山御用邸は、明治二十六年に建設されて以来、明治・大正の二回にわたる大規模な増改築が行われたが、昭和四十六年一月に御殿の全部及び附属棟の一部が焼失した。そこで同御用邸を再建することとなり、昭和五十三年度から先ず御殿の新築工事を施工することとなった。ところが、同地が葉山御用邸内遺跡として『神奈川県埋蔵文化財台帳』に登載されていることが判明したので、文化財保護法の趣旨を尊重して、同遺跡の遺構・遺物の存否及び性格を確認し、記録として保存することとし、工事施工前の昭和五十三年十一月に約二十日間、同地の発掘調査を実施した。その結果、住居址をはじめとする遺構及び土師器・須恵器・骨角器等の遺物が出土した。

今回の調査に関しては、文化庁・神奈川県教育庁及び葉山町並びに神奈川県文化財保護審議会の三上次男・浅香幸雄・赤星直忠・岡本勇の各委員及び東京大学総合研究資料館の小池裕子氏の御協力を得、現場の調査は、当庁笠野毅事務官とともに神奈川県教育庁小川裕久主査に担当し

ていただいた。

ここに、小川裕久・笠野毅両氏の分担執筆した調査成果と赤星直忠氏の手を煩わした明治二十六年御用邸開設の折の出土遺物の調査所見とをあわせて報告する。

なお、出土遺物は、当庁において保管している。

(宮内庁管理部)

一 調査の経緯

明治二十六年、葉山御用邸新築に際して、石槨の中から人骨・骨鏃などの遺物が発見されたことは、すでに明治三十一年佐藤伝蔵によって明らかにされていた。⁽¹⁾ また『神奈川県埋蔵文化財遺跡地図』には「御用邸内遺跡」として登録されていて、この地はいわば「周知の遺跡」ともなっていた。

葉山御用邸は、明治中頃に建てられてから、その後、関東大震災をうけての大改修等があったが皇室の別邸として使われてきた。しかし、昭和四十六年一月の火災にあって、御殿(以下「旧御殿」という)が焼失

し現在にいたっている。このたび、昭和五十六年をめぐりに再建されることとなったため、神奈川県教育委員会として事前の発掘調査の必要性を宮内庁へ要請し、宮内庁が調査主体者となつての調査が実施されるはこびとなったものである。

調査の契機は、神奈川県教育委員会が昭和五十三年九月に「葉山御用邸再建」の計画を知つたことにはじまる。計画では、九月下旬着工予定とのことであつたため、宮内庁に文化財保護法の趣旨を尊重されて、事前の十分な協議をされたい旨の要請をおこなつた。これを受けて、宮内庁・県教育委員会・葉山町の三者で現地踏査を実施し、旧御殿全域にわたつて土器片・貝殻などが散布していることを確認した。その後、発掘調査の必要性・調査方法・調査期間などについて、文化庁の意見を得るなどして数次にわたつて協議をかさねた。

調査は、宮内庁が主体者となり、これに県教育委員会が参画して実施することとなり、双方の職員が調査を担当した。

遺跡名は「葉山御用邸内遺跡」とすることとなつた。

発掘調査は、昭和五十三年十一月八日から同年十一月二十九日までの間の約二十日間おこなつた。

葉山御用邸は、海岸沿いの砂丘上に所在しているため、旧御殿のコンクリート基礎は当初の予想以上に地中深く掘りこまれ、がんじょうに造られ、かつ縦横に張りめぐらされていたため調査の条件としては良好とはいへなかつた。

調査方法としては、トレンチによる試掘調査をおこない、その結果によつて本格調査をすることとなり、まず建物基礎の間にトレンチを二本設定した。遺物包含層までが深いことがわかつたので、パワー・シャベルの投入をおこない、包含層上部までを除去し、その後、作業員によつて慎重に排土をおこない遺構の検出に努めた。

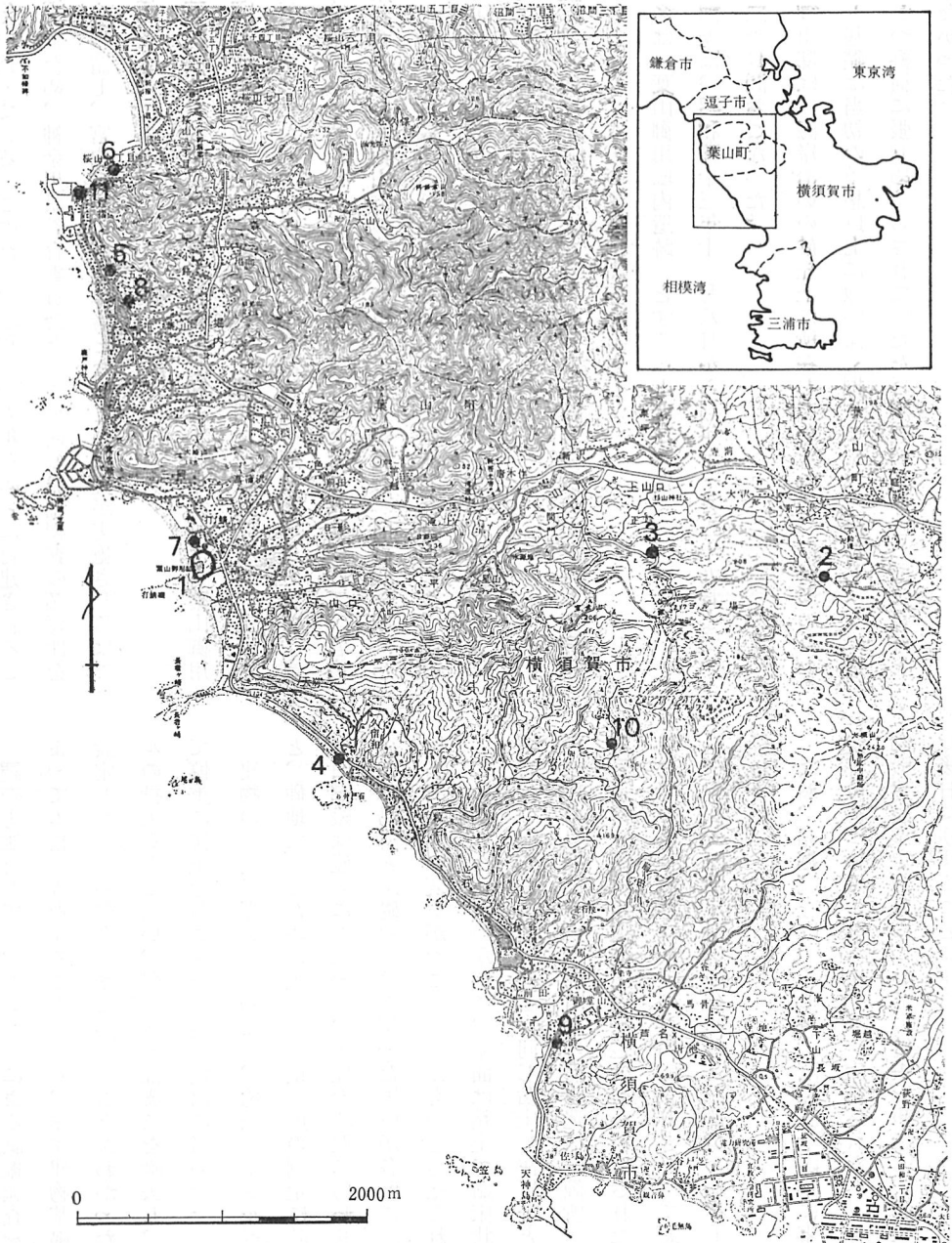
建物の基礎が深いところでは、約三メートル近くまで入つていたことと、砂地であるために土層の堆積状態の判定に時間を要した。

旧御殿は建設にあつたつて、現地の状況にあわせて総掘りをして基礎を造つた場所と基礎幅だけを掘つた場所が各所に認められたところから、相当旧地形の変更がおこなわれたものと考えられる。

このような状況のなかで、床面は粘土で貼床状にし、カマドをもつ古墳時代の堅穴住居址一軒と、同じ貼床で住居址と思われるもの一軒、江戸末期の貝塚二箇所、同時期の溝状遺構一箇所、円形堅穴遺構一箇所、集石遺構一箇所の遺構と遺物包含層が検出された。しかし、遺構・遺物包含層の保存状態は前述の事由によりきわめて悪かつた。

トレンチ断面・遺構の分布などを測量・撮影し、これをもつて調査を終わつた。

なお、発掘調査は、その後、昭和五十四年に事務棟・機械棟の建設予定部分についての第二次調査が実施されたが、今回は、第一次調査の新御殿建設予定部分についての結果を報告し、第二次調査の成果については後日にゆずることにする。



第1図 葉山御用邸内遺跡および周辺遺跡 (1/50,000)

- | | | | |
|-------------|-----------|------------|------------|
| 1. 葉山御用邸内遺跡 | 2. 馬の背山遺跡 | 3. 正吟遺跡 | 4. 子産石遺跡 |
| 5. 堀内遺跡 | 6. 岩ヶ谷遺跡 | 7. 一色公園内遺跡 | 8. 児童公園内遺跡 |
| 9. 佐島浜遺跡 | 10. 四ツ谷遺跡 | 11. 鍔摺城跡 | |

二 遺跡の立地と環境

葉山御用邸内遺跡は、三浦半島基部にちかい相模湾側、葉山町一色二〇三八番地にある。北側の三ヶ岡と東側の白山の二つの山が、海に突き出した間にはさまれて一色海岸がある。この海岸沿いには、ほぼ南北に走る県道森戸海岸線と北東方向へ延びる国道一三四号線の二本の道路がT字状に交わり、その南側には下山川が海にそそいでいる。この下山川と県道にはさまれた海岸には、小磯の鼻と呼ばれる岩礁が海に突き出し、その基部および両側の海岸沿いは砂丘に覆われている。遺跡は、この砂丘上に立地している（図版六一）。海拔標高約六メートルである。

この地域は、小さな山が多く、葉山―平作―久里浜を結ぶ大きな構造谷が三浦半島を横断するような形で走っている。これがいわゆる葉山層の断層帯である。この構造谷の両側は、急斜面の山に続き、平坦な土地はあまりない。葉山地域で平坦な地形のところは、海岸沿いの堀内地区と御用邸のある一色地区だけである。

次に、この地域の歴史的な環境をみてみる。隣接の逗子市では、海にむかって大きく開く開折した谷の周囲に、いくつもの遺跡の存在するところが確認されている。しかし、葉山地域では山が多いことと、平坦地をもつ一色・堀内地区は早くから別荘地として開け、住宅が建ち並んでいることなどから遺跡の分布調査が十分にはできない状態であった。現

在、九箇所の遺跡が確認されているにすぎない。

縄文時代の遺跡としては、東へ四・二キロいった葉山国際ゴルフ場内の馬の背山遺跡がある。⁽²⁾かつては、不規則な起伏をもついくつかの丘陵の尾根がつづいていたが、ゴルフ場造成によって地形が大きく変えられてしまい、原状をとどめていない。遺跡は馬の背の地名のとおり、それらの尾根の一つのいわば鞍部にのこされていた。標高約一六〇メートルで三浦半島における縄文時代の遺跡のなかでは最高位を示す。昭和三十二年の調査によって井草式・三戸式・諸磯b式など早期・前期の土器が発見されている。また、その西方約一・三キロには、正吟遺跡^{しょうぎん}があり、茅山式土器などが出土している。しかし、これもゴルフ場に通ずる道路建設のさいに破壊された。

弥生時代になると、北へ二キロのところにある後期に属する葉山町堀内遺跡、南東一・六キロにある砂丘上の横須賀市子産石遺跡^{こゑいし}、また、砂丘上の逗子市岩ヶ谷遺跡などがある。

古墳時代になると、前述のように葉山御用邸内には古墳の存在が認められ、骨鏃四点、鉄鏃（平根式）三点、直刀断欠四点が出土し、現在葉山町実教寺に保管されている。さらに、この遺跡の北側の一色公園とその北隣の駐車場一帯にかけて、土師器・須恵器の散布が認められる。また、海に面した縁辺部には、サザエ・イタボガキ・インダタミなどの貝殻にまじって、土師器片も散布していることが知られている。土師器は、細片であるため時期の判定はむずかしいが、葉山町観光会館に公園

内出土として陳列されているものの中には、和泉式と思われる高坏脚部がある。この遺跡は、葉山御用邸内遺跡と一連のものと思われる。

逗子よりの堀内にある堀内遺跡は住宅地のなかにあるが、昭和三十五年に、小西別荘の池のなから土師器片が出土したとの連絡をうけた赤星直忠氏等によって試掘調査がなされた。本遺跡は、山裾から海へつづく砂丘地帯に立地し、地表から約五五〇センチほどのところに土師器の包含層があり、集落址であると思われるが、砂地のために住居址の確認はむずかしかつた。出土する土器は、和泉式に属する。この下層には前述のとおり、弥生の包含層がある。現在、葉山町観光会館に池のなから出た高坏・浅碗・壺の底部などが展示されている。

また、葉山町堀内の児童公園の一隅に昭和四十二年防火貯水槽建設中、地下二・五メートルのところから丸木舟残欠が発見されている。⁽³⁾これは底部のみで、一方の端は旧状のままと思われるが、他端は腐朽して形を失っている。長さ約二七〇センチ、幅約五〇センチ、底部の厚さ約一〇センチ。土層中に自然流による溝の痕跡があり、丸木舟はこのなかに入っていたかと思われる状況であった。出土した土師器片は、細片のため形態も時期も判明しにくい。赤星氏は、丸木舟の年代推定について、丸木舟に直接伴出した年代推定資料がないのでむずかしいが、七世紀末から八世紀初頭をさかのぼることはないと報告されている。

さらに、南東四キロの砂丘上にある横須賀市佐島浜遺跡からは、平安時代の卜骨・土器・人骨などの資料が多数発見されている。⁽⁴⁾

海岸部にある奈良・平安時代の遺跡は数少ない。一方、南東約四キロの横須賀市子安の四ツ谷遺跡は山のなかであるが、布目瓦が発見されている。中世になると、逗子市境いの海岸沿いの独立丘は三浦義澄にゆりのある城跡と伝えられる鏡摺城跡である。またその南方の森戸には森戸六郎の館跡といわれる森戸館跡などがある。

(小川裕久)

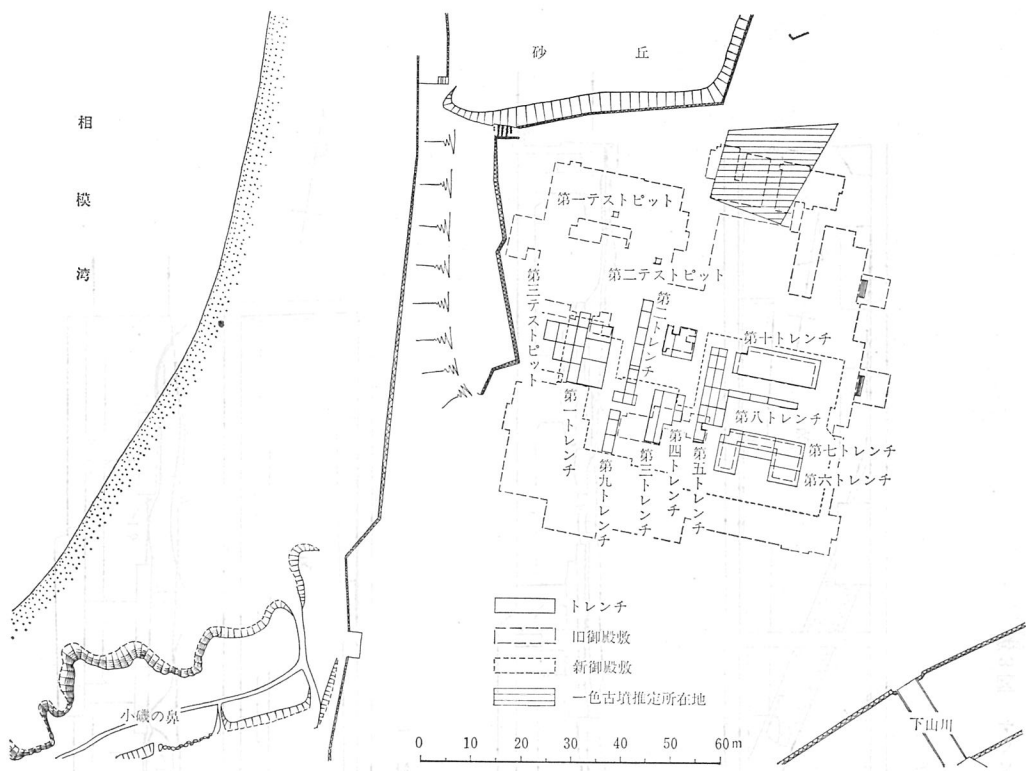
註

- 1 佐藤伝蔵「古墳と骨鏃」東京人類学会雑誌第一四六号、明治三十一年
- 2 岡本 勇「三浦郡葉山町馬の背山遺跡」横須賀市博物館研究報告(人文科学)第三号、昭和三十四年
- 3 赤星直忠「葉山町出土の丸木舟」横須賀考古学会概報、昭和四十二年
- 4 本遺跡の成果については、横須賀考古学会で近く報告書刊行の予定である。

三 遺 構・遺 物

(一) 遺構等

調査は、新御殿予定地に一〇本のトレンチと三箇所テスト・ピットを設けて行なった(第2図)。新御殿は、焼失した旧御殿敷の中央から少し南に計画された。一帯には、地中深くに土台を置き、地表に縦横に走る地中梁上面をみせる旧御殿の基礎が残っていた(図版六二)。トレンチは、これにならって新御殿予定地をカバーするように配置した。新御殿周辺部にも、トレンチの一部をかけるとともに、別にテスト・ピット



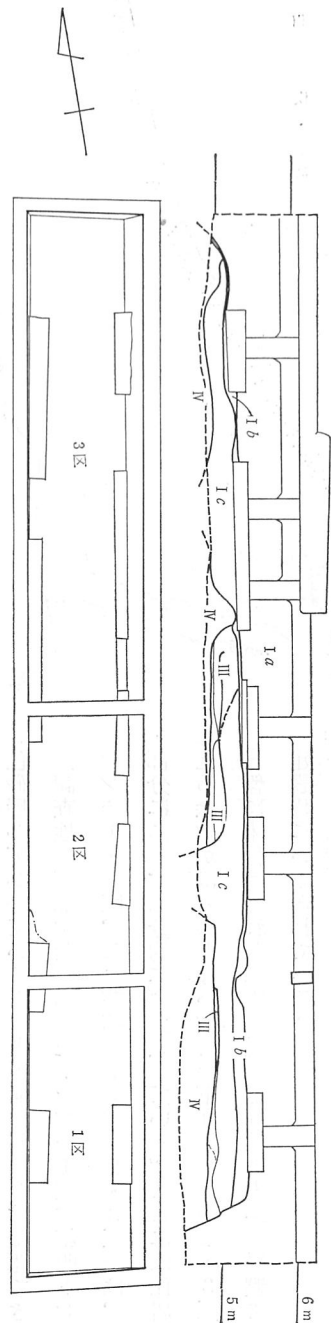
第2図 トレンチの位置 (1/500)

を三箇所にかけて、周辺部における遺構の残存状況の把握にも努めた。表土をパワー・シャベルで掘削し、その床面を清掃して遺構の存否等を確認のうえ、必要に応じて拡張し、遺構を露出させた。最終的に発掘した箇所は、第2図の通りで、新御殿予定地一、三三二平方メートルに対して約四割弱の五六六平方メートルに及んだ。深さは、浅い所で地表下約〇・一メートル、深い所で約二・八メートル、おおむね一・二メートルであった。

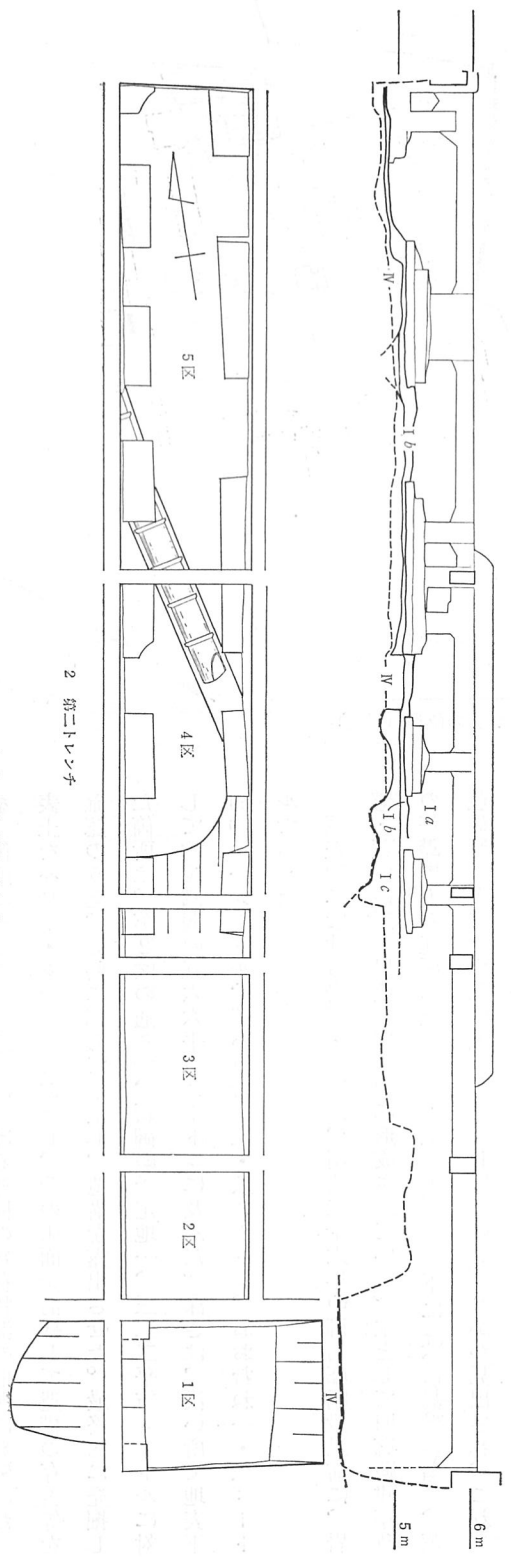
調査地における岩石・地質は、明治二十六年の御用邸開設以前に、岩盤・黄色砂層・黒色砂層の順に形成されている。主として旧御殿建築時の基礎掘方の埋戻し土である表土（Ⅰ層）の下には、岩盤（Ⅴ層）、黄色砂層（Ⅳ層）または黒色砂層（Ⅱ層）のいずれが見出され、これらは、調査した部位により、次のように截然と分たれる。ただし、第八トレンチでは、表土の下には、コンクリートの延基礎があり、その下に黒色砂層が広がっているものと推測されるが、確認できなかった。

調査地の南部すなわち第三トレンチ1区、第四トレンチ1区、第六トレンチ1・2区、および第九トレンチ2・3区では、岩盤が非常に浅い部分にあり、部分的には露頭している。ここには住居址などの遺構を構える余地がほとんどない。また第九トレンチ2・3区の状態によれば、岩盤に床付けされた基礎が見出され、地表から岩盤までの間は旧御殿の建設時にいじられている。

この岩盤は、北に行くくと急に深く落ち込む。第一トレンチ1区、第二ト

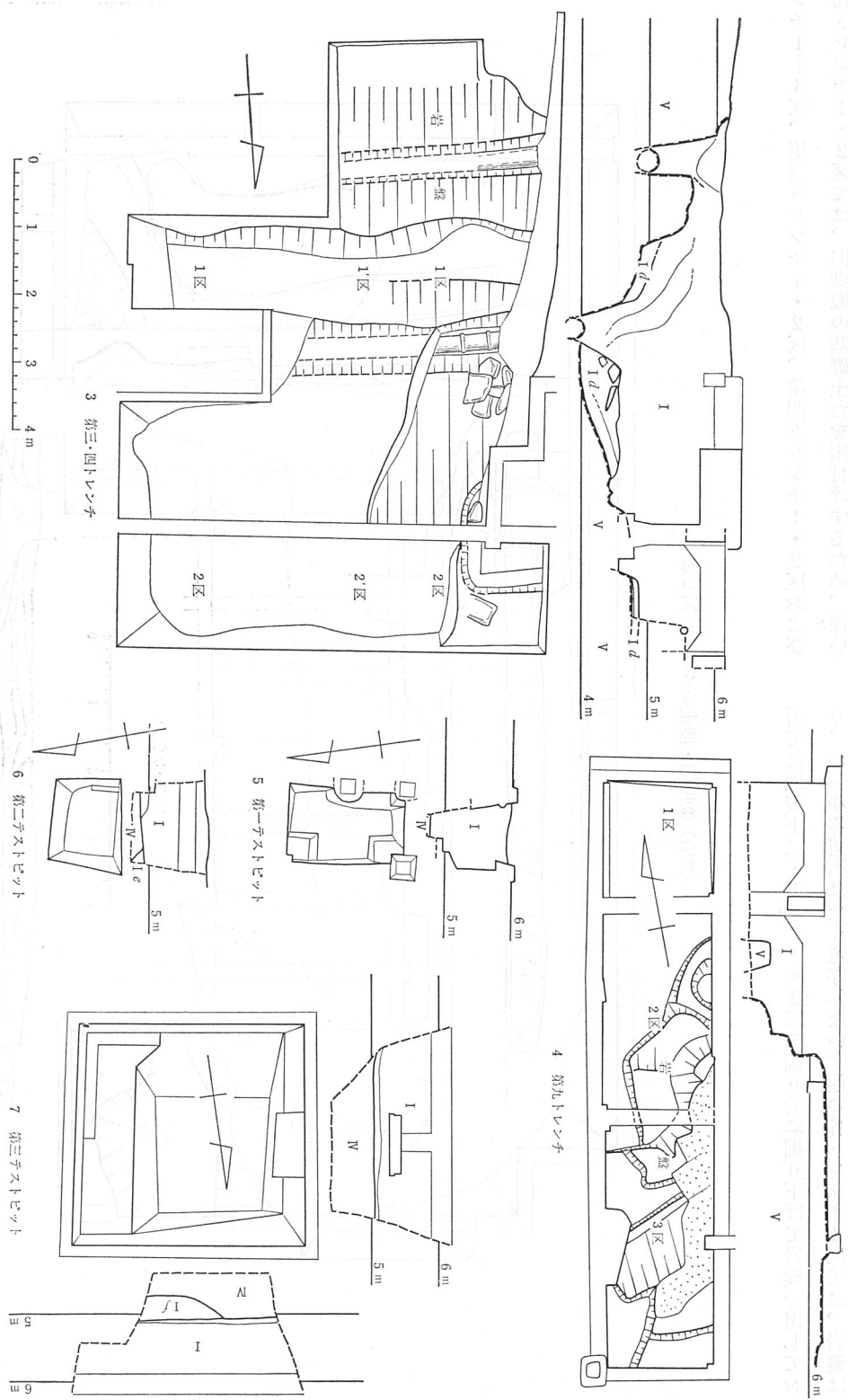


1 第一トロンチ

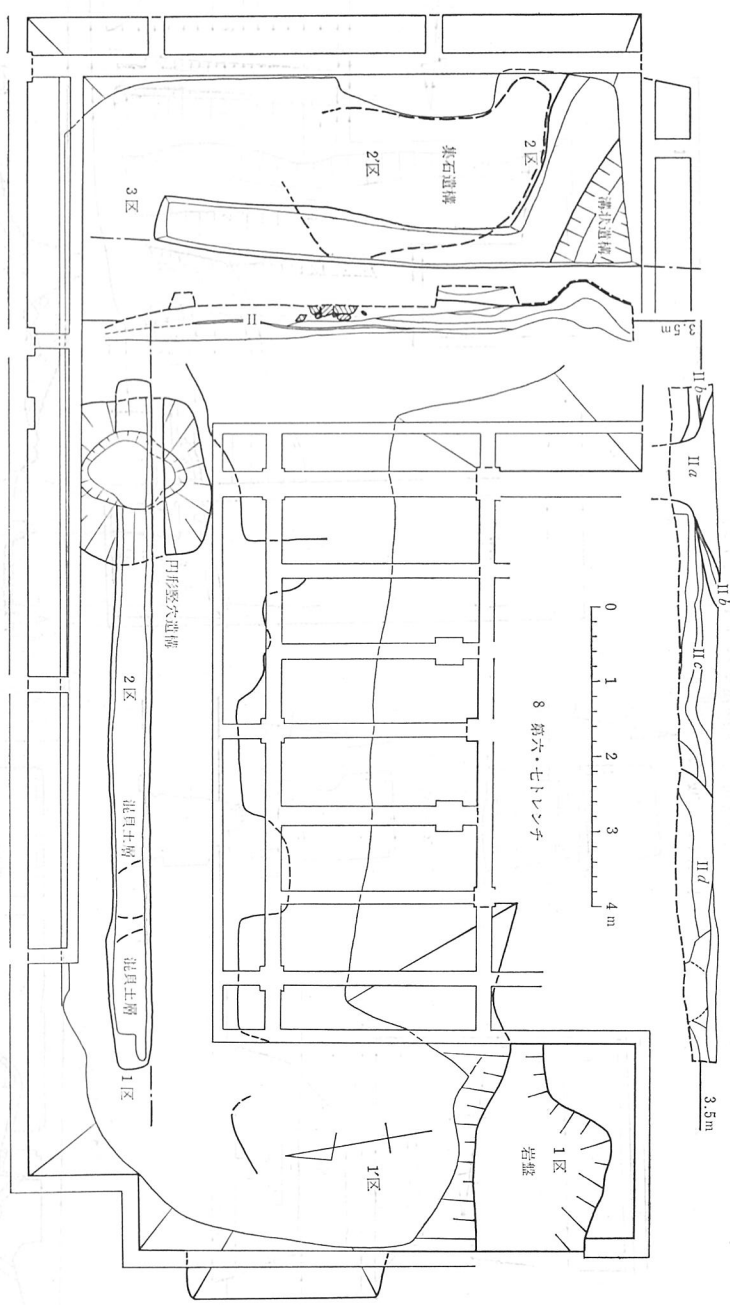


2 第二トロンチ

第3図 トロンチ平面・断面(1) (1/100)



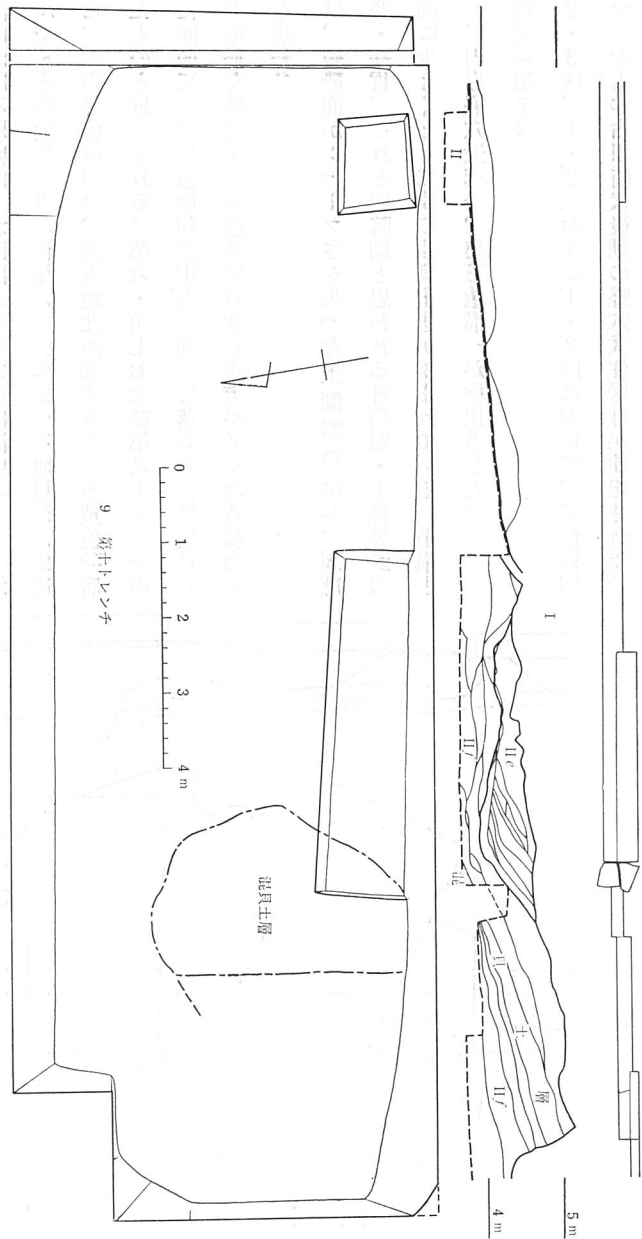
第4図 トレンチ平面・断面(2) (1/100)



第5図 トレンチ平面・断面(3) (1/100)

レンチ1~4区、第三トレンチ1・2区、第四トレンチ1・2区および第五トレンチ1・2区では、旧御殿の基礎土台を床付けするため、深い

所では地表下二・五メートルまで総掘りに掘り下げて岩盤を出しており、いわゆる遺構は全く遺存しない。他の各トレンチ4区では、岩盤は



第6図 トレンチ平面・断面(A) (1/100)

さらに深い部分に凹凸をなして広がっており、この上に後に述べる黄色砂層または黒色砂層がのっている。

調査地の北西部すなわち第一トレンチ2〜4区・1'〜3'区および1'〜3'区、第二トレンチ5・6区ならびに第三トレンチ3・3'区では岩盤の上に黄色砂層が地山として広がっている。北方の砂丘が、南側をオーブ

ン・カットされており、旧御殿の基礎の土台をすえるために、総掘り風に広く掘削して整地されている。したがって、調査地の北西部では、黄色砂層の上には、旧地表は全く遺存せず、黄色砂層自体の上部も削平されている。旧御殿の基礎の下あるいはその総掘りによって切られた掘方の中には埋設された土管や煉瓦積みみの基礎等が遺存しており、それらは

大正大震災後に建築された旧御殿以前の、おそらくは明治御殿の施設と考えられる。これによっても黄色砂層は攪乱され、遺構はほとんど残っていない。わずかに第一トレンチで第1号住居址、第三トレンチで第2号住居址が検出されたにすぎず、その遺存度も非常に悪い。

調査地の北東部すなわち第五トレンチ4～7区および5'～7'区、第六トレンチ1・2区および1'・2'区、第七トレンチ1～3区ならびに第十トレンチでは、ガラを含む埋戻し土の表土下に、黒色砂層が厚く堆積している。この部位における岩盤は、北西部よりもさらに深いらしく、地表下約四メートルでもその徴証が得られない。次に述べる地層および遺物包含の状況から、この黒色砂層は、調査地北西部にみられる黄色砂層の上に形成されたものと推定される。第六・第七および第八トレンチの東西方向に切った断面では、黒色砂層が東方に向かって落ちる自然堆積状況を示し、本来の地形を構成する黄色砂層自体も東方が低くなる斜面をもっていたことを窺わせる。

黒色砂層中には、破砕面がシャープさを失った土師器のほか、須恵器、近世の陶磁器・銭貨、これと同時期と思われる骨角器・土錘等が包含されている。間に少なくとも二枚の混貝土層が挟まれている。遺構として、溝状遺構一、円形堅穴遺構一、集石遺構一が検出された。

1 第1号住居址(第7図)

第一トレンチ2・3区、1'・2'区および1'・2'区において、黄色砂層に掘込まれたカマドをもつ古墳時代後期の堅穴式住居址が検出された。



第7図 第1号住居址平面・断面 (1/60)

旧御殿の基礎掘方の掘削およびこれに先だつ攪乱によって遺構の大部分は損なわれているうえに、旧御殿の大きな基礎土台がのっているので、平面形や構造等について詳細にすることができなかった。わずかに、北方に黄色砂層の壁に設けられたカマドおよび所どころに攪乱を免れた床が遺存し、竪穴式住居であることを確認するにとどまった。カマドの北端から残存する床の南端まで五・八メートルを計る。カマドは、住居の北壁に設けられる例が非常に多く、実際にこの住居址でも、床はカマドよりも南ばかりに残存し、カマドの設けられた壁はほぼ東西に走るので、おそらく方形の住居の南北長は、少なくとも五・八メートルあったといえる。床は、竪穴の掘方にロームを客土して薄くならし、踏み固めた貼床である。ロームと粘土からなるカマドは、構造がよく判らないが、黄色砂層をわずかに掘りこんで、土を貼り、幅〇・七メートルの火床を作っている。袖部は厚みがなく、中に石や長甕などの芯もない。煙道は、基礎土台の下にあるので、確認できなかった。柱穴・周溝・貯蔵穴なども攪乱のため確認できなかった。

出土遺物として、南部の貼床に接して土師器片Aがあり、その直上および付近の攪乱土中から出土した同一個体を接合し、図上復元すると第10図1の甕形土器となった。また、西部の攪乱土中から長甕の肩から上の部分B（第10図3）がソックリ出土し、本来この住居址にともなっていたものが攪乱のため原位置を失いながらも大破片となって遺存した可能性が強いことを窺わせた。ともに鬼高式。

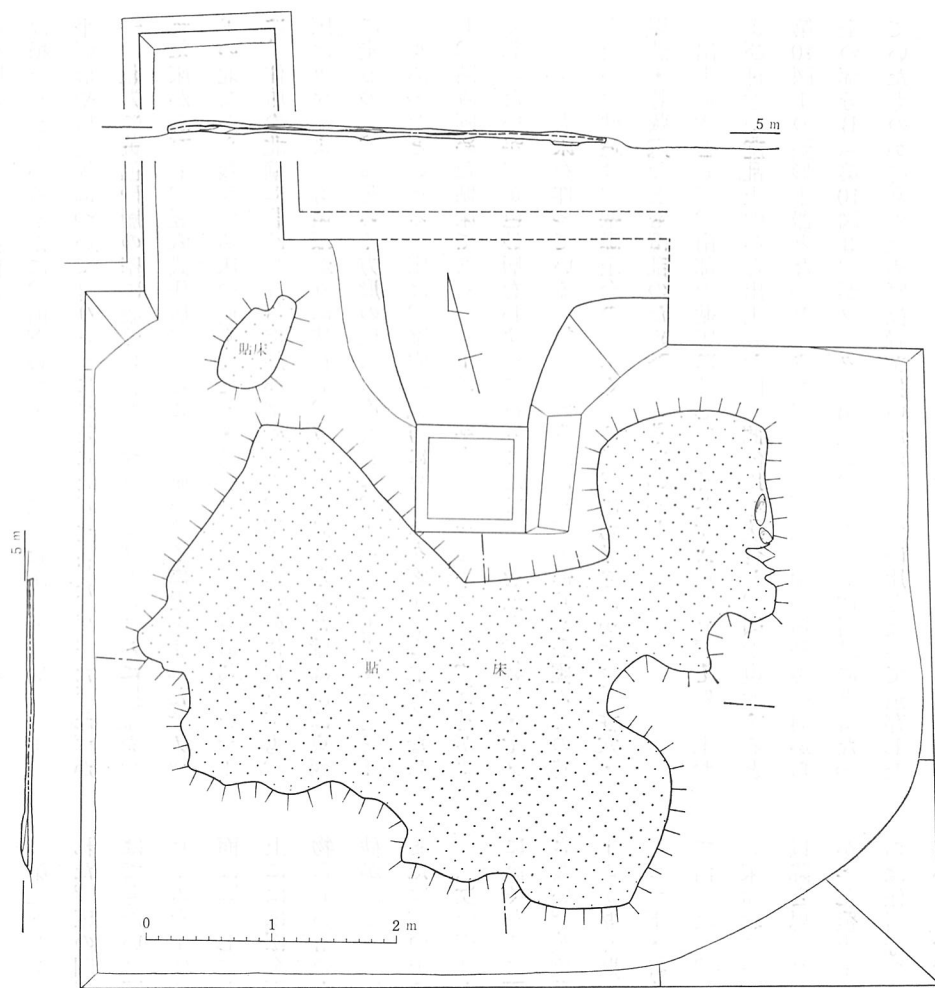
2 第2号住居址（図版七1、第8図）

第三トレンチ3区および3'区にまたがって二重に貼られた床が検出された。床の四周は旧御殿の基礎掘方によって切られて、全形を知ることができない。図のような不整形を呈する現状で遺存する。二枚の床は、ロームを主体にし、部分的にわずかな青灰色粘土を含む。それぞれの上面は固くしまり、細かな凹凸を示す。厚さ平均三〜四センチの下の床の上にはほぼ全面にわたると思われる厚さ一センチほどの、灰および有機物らしいものを含む黒色土が密着している。その上には、場所によって砂がかぶっている。厚さ平均三〜四センチの上の床は、これらの黒色土またはその上の砂層を全面的に覆っている。

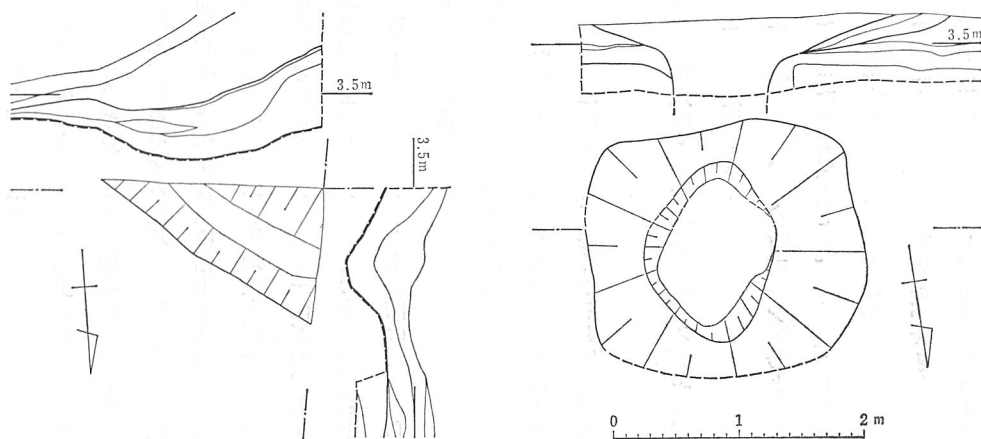
二枚の床はともに中央が少しくぼみ、外方に行くにしたがってわずかに高くなる。下の床は、直に黄色砂層に接しており、黒色土層などを介さない。黄色砂層の上面は、ほぼ水平で、高くなる貼床の周辺部は、ロームが厚く貼ってある。

カマド・柱穴・周溝・貯蔵穴など住居址に付随する施設は、床を除いて何もなく、住居とするには躊躇を覚える。

床面およびその直上からは、多くの平安時代の須恵器とともに、近世以降と思われる土錘・キセルなども出土した。ごく浅くしか残っていないかった覆土中の攪乱の具合が十分には把握できなかったため、出土品からは住居址の時期を決めかねる。出土した須恵器が大きな破片で、数も多いことを考慮すると、平安時代であろうし、土錘やキセルあるいは周



第8図 第2号住居址平面・断面 (1/60)



第9図 溝状遺構(左)・円形堅穴遺構(右)平面・断面 (1/60)

囲の攪乱層からの出土ではあるが寛永通宝を重視すると、床面は近世以降ともいえよう。下の床の下面が、黒色砂層を全く介さず、表土および黄色砂層の上部を掘削して黄色砂層に直に接しているので、堅穴式住居址の床と考えるのが妥当であろう。一応、平安時代の住居址と考えておくこととする。

3 溝状遺構（図版七2、第9図左）

第六トレンチ2区南東の隅で、ゆるい傾斜をもった断面U字形の溝状の遺構が検出された。北西—南東方向に走るが、途中で方向をかえるか、途断えるらしく、第七トレンチには、その延長が見出されない。性格は明らかでない。遺構の南斜面および底面は、急に落込んだ後なだらかに傾斜を変える岩盤を切出し、北斜面は岩盤の上に形成された固くしまった黒色粘質砂層を掘削している。上幅一メートル以上、深さ〇・三メートル。覆土中には、有機質分が多く、粘質が強い。

遺構の北側法肩から寛永通宝が斜面に接して出土したほか、遺構の覆土中から陶磁器および近世以降と思われる土錘などが出土し、この遺構が遡っても近世のものであることを示している。

4 円形堅穴遺構（図版八1、第9図右）

第七トレンチ2区で、ロート状を呈する円形土壙が検出された。本来は、溝状遺構と同様に固くしまった黒色粘質砂層が地表であった時期に、これを掘込んで造られたものである。使用されていく過程で周囲に土砂の堆積が進むにつれ、内径がせばまるとともに、口が逆円錐状を呈

するに至ったようである。下から水が湧いてくるので底部を確認するに至らなかった。開口して使用するたとえば井戸などの用途が考えられる。

この遺構の覆土中から磁器、土錘が出土した。これもやはり遡っても近世と思われる。ほかにプレート状の骨角器（第12図72）が出土している。

5 集石遺構（図版八2）

第六トレンチ2区で、数多くの大小の石を帯状に配積した遺構が検出された。遺構の両端部は未掘区にあたり、全形を窺うことはできないが、遺構の西側、東側とも径を異にする円弧を描き、全体として三日月状に石が集積されているのではないかと推測される。東の外側を厚く、西の内側を薄くし、石のない中央に向って傾斜をつけるように、人頭大の石を主として小は拳大から大は一抱えもある石を、前述の溝状遺構の北側法面や円形堅穴遺構を掘込んだ固くしまった黒色粘質砂層の上に雑然と置いて積重ねたものである。用いられた石は、角がわずかに丸く摩滅した水成岩の自然石である。三日月状に集石によって囲まれる中央にあたる部分は、黒色粘質砂層が露出していたようである。

遺構の直上からはガラス・ビンの破片が出土し、集石の中および周辺の覆土から陶磁器片が出土している。遡っても近世以降に造られたものであろう。

6 遺物包含層および混貝土層

第五トレンチ、第六および第七トレンチならびに第十トレンチでは、

旧御殿の基礎の掘方の埋戻し土を除くと、遺物を包含する黒色砂層である。この黒色砂層は何枚もの細層に分かれ、それらはそれぞれおおむね東が低く、西が高い傾斜を示し、東の端部は鋭く尖って下の細層に接する。したがって、黒色砂層は、長時間の種々な作用を受けながら形成された自然堆積層とみてよい。先に大雑把に推定したように、岩盤の上の黄色砂層は、北西方が高い砂丘の一部で、第三および第四トレンチの西まで延びていたようであり、これに対して第五トレンチでは、黄色砂層は見られないところから、両トレンチの間を境にして東に低い黄色砂層からなる砂丘の斜面があったものと思われる。黒色砂層は、この斜面に沿って何度となく繰返された堆積作用によって形成されたとみるのが最も妥当であろう。

黒色砂層には、古代の土師器・須恵器が包含されている。土師器は角の鋭利さを失っており、次に述べるところからも、これらは、二次的に堆積したものとみられる。古代の遺物とともに貝包丁や骨角器のほか寛永通宝、江戸後期以降の陶磁器およびこれと同時にと思われる土錘も出土している。したがって発掘区における黒色砂層は、江戸後期を上限としてそれ以降に形成されたとみられる。

黒色砂層の細層の中には、貝を混えた砂層が二か所で検出された。その一つは第十トレンチ西部にあり(第6図)、この発掘調査の端緒の一つとなったものである。工事のための地質をみるために穿たれた大きなピットによって切られ、その断面にかかっていた。トレンチ南壁の断面

から復元すると、東西約四・五メートルで、残存した遺存のよい部分で南北三・二メートル、厚さ〇・二メートルを計る。サザエ・ボウシユウボラ・カキなどの岩礁性の貝を主体に、アサリ・ハマグリなどからなる混貝土層である。土師器・須恵器が混入しているが、寛永通宝・幕末の美濃・瀬戸焼をはじめ明治に入るかと思われる陶磁器などを包含し、とくに土錘が多量に出土した。この混貝土層はもとより黒色砂層全体についても、その形成時期を考える手だてが得られた。

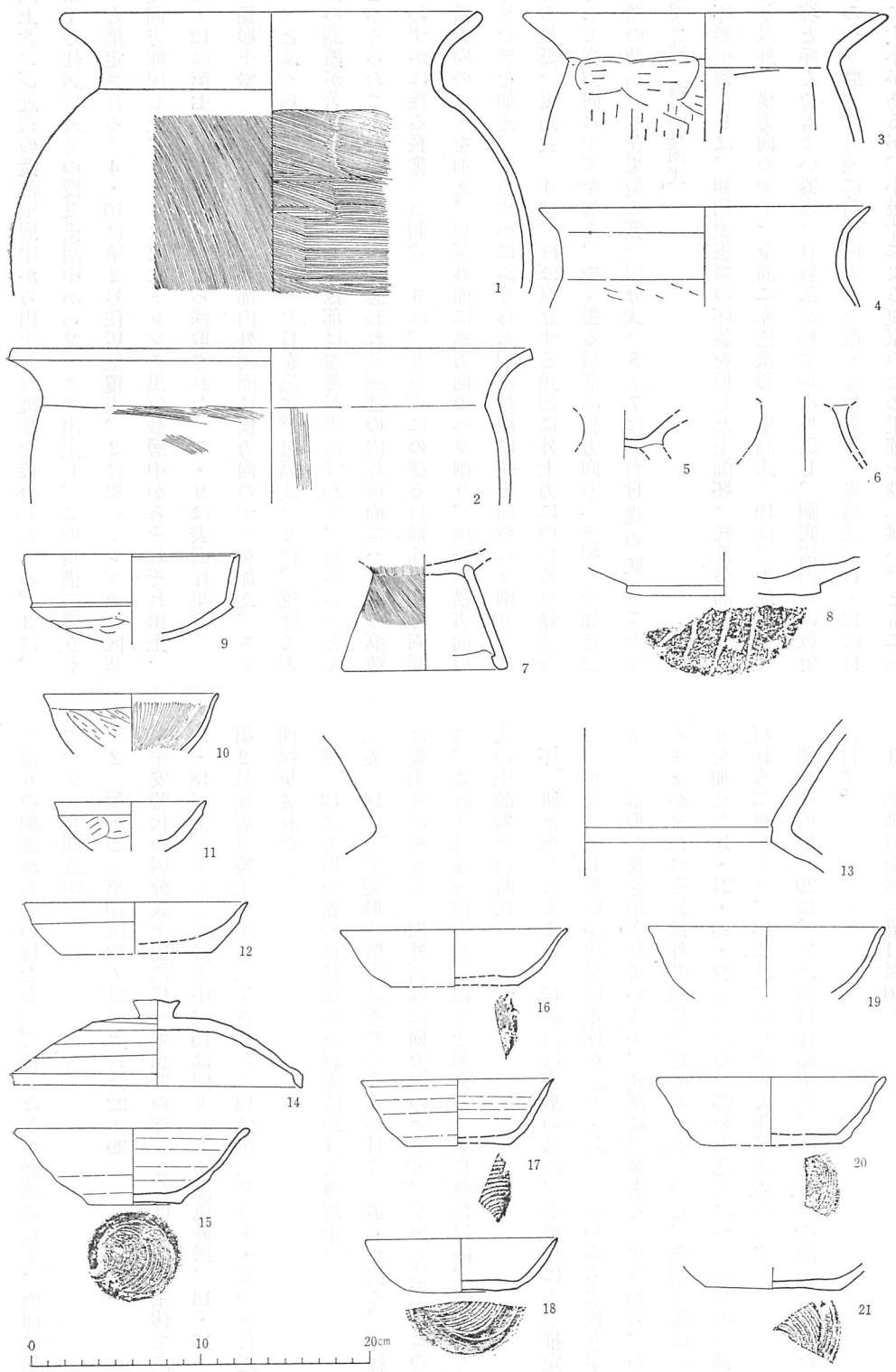
もう一つの混貝土層は、第七トレンチ1および2区にまたがって検出されたものである(第5図)。前述の混貝土層と同じく、サザエとボウシユウボラとを主体とし、近世の陶磁器を伴出する。イノシシかと思われる獣骨も包含されている。

(二) 遺物

出土遺物には、土師器・須恵器・陶器・磁器・土錘・骨角器・錢貨のほか、貝殻・獣骨・金属器などがある。自然遺物は、専門的な調査を依頼中であり、機会を改めて報告することとする。金属器は、多くが攪乱層の出土で、旧御殿またはそれ以前に伴う廃残材と思われる、考古学的な意味が薄い。これらについては、省略する。

1 土師器(第10図1~12)

古墳時代前期の五領式から古墳時代後期の鬼高式、奈良時代の真間式、平安時代の国分式までの各種の器形がある。1は第1号住居址床面



第10図 遺物(1) (1/4)

直上および近辺の攪乱土層中から出土した破片を接合したものの。3は、第1号住居址近くの攪乱土層中からソックリ出土し、この遺構に伴うものと推定される。4・10は第2号住居址覆土、2は第一トレンチ1区基礎掘方埋戻し土、5・6は第七トレンチ黒色砂層中からそれぞれ出土。11・12は第七トレンチ排土中から採取された。7・9は表面採集。

甕形土器 1は外反する口縁部内外両面に横方向のナデを加え、ズングリとふくらむ胴部内外両面にハケ目を施す。鬼高式。2は、焼けて表面の剥離が著しい。外反する口縁部は端部が平に終わり、肩からほとんどふくらむことなく細くなると思われる胴部の内外両面にハケ目の痕跡がわずかに残る長甕。真間式。3は、外上方にのびる口縁部の内外両面に横方向のナデを加え、肩部外面に横方向のヘラ削り、内面に横方向のヘラナデを加え、ゆるやかにふくらむ胴部外面に縦方向のヘラ削りを加える長甕。鬼高式。4は、ほぼ直立する頸部に外上方にのびる口縁部を付して横方向のナデを加え、ヤム張る肩部に斜方向のヘラ削りを加えた器壁の薄い、無花果型の甕。国分式。5〜7は、台付甕の底部または（および）台。五領式。

坏形土器 9は、初期須恵器の坏蓋を模した土師坏。底部外面のヘラ削り以外、横方向のナデ。全面に赤色塗彩。鬼高式。10は、半球形をなす碗と呼んでもよい器形。口唇部がわずかに外反し、胴底部内面に放射状のヘラ磨き、外面に斜方向のヘラ削りを加える。鬼高式。11・12は口径に大小があるが、小破片による復原のため正確を期し難い。ともにヘ

ラ削りの胴部から弱い稜を介して薄くなる口縁部に続く。内面は横方向のナデ。真間式か。

2 須恵器（第10図13〜21、第11図22〜29）

平安時代の国分式土器に伴う須恵器の坏（または皿）が主体である。

17・18が第七トレンチ排土中、15は同トレンチ黒色砂層、14・16〜29は第2号住居址覆土中から採集された。13は第二テスト・ピット付近で表面採集された。

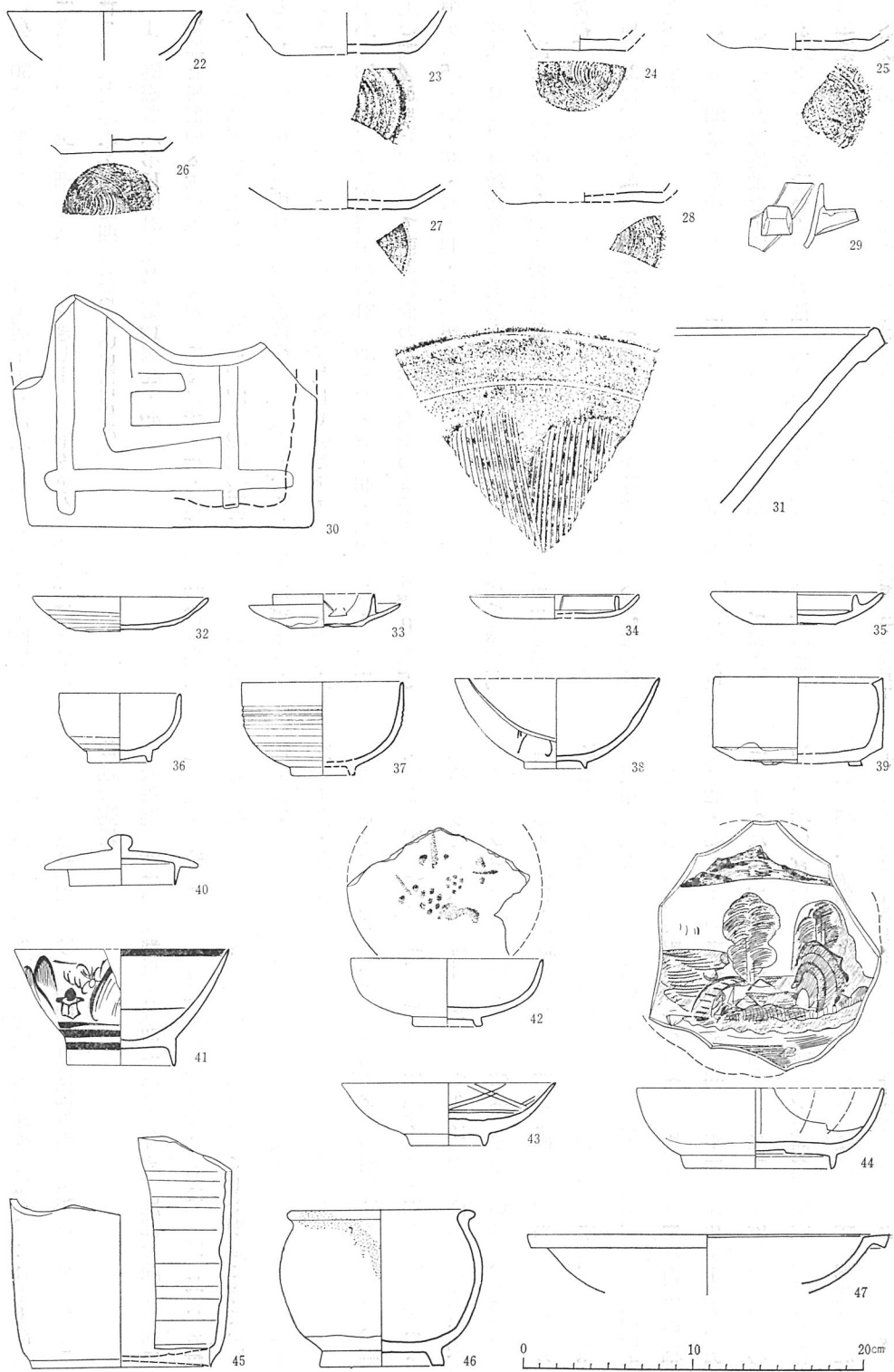
甕 13は大形の甕の口縁部から肩部にかけての破片。

蓋 14は、半完形。擬宝珠型のつまみが付く。器高が高く、口縁端部は先尖りに垂れる。内外両面は横方向のナデで、平坦な頂部との境には、これとは逆方向のヘラ削りを加える。奈良時代以降、おそらく国分式の土師器と同時代。

坏 皿と称してもよい。15がほぼ完形のほか、小破片による推定復原で、正確は期し難いが法量に差違が認められる。いわゆる水挽き手法によって器形が挽き出されているが、底部に二種ある。すなわち、糸切りのままかまたはそれ以外の調整の認められぬものと、糸切り後にヘラ削りを加えた18・21・23・27とである。25の底部にはヘラ記号の一部と思われる刻線があり、16には、いわゆる火樗が認められる。

器種不明品 29は、碗状の口縁部下に、断面方形に削った突起を外面に付す。

3 土師質土器（第11図30）



第11図 遺物(2) (1/4)

甕 30は、第十トレンチ混貝土層中から出土した。いわゆる土師器とは異なり、胎土も細かく、よく焼きしまり、鮮橙色を呈する。蛸壺様の甕で、「七」字を方格で囲ったらしい墨書がある。

4 陶磁器(第11図31~47、第12図48・49)

陶器と磁器の区別の難しいものがあるので一括した。江戸時代後期以降、とくに幕末の美濃・瀬戸焼が多い。37・42は表面採集。36・45が第七トレンチの集石遺構付近の黒色砂層から出土し、それ以外は第十トレンチから出土している。あらかじめ穿たれていたテスト・ピットの排土中から33・43、混貝土層中から31・32・34・38・46・49、これより二枚上の細層から48、そして南壁断面の不整合面上の堆積土(第6図IIe層)中から35・39・40・41・44・47が出土した。

搦鉢 31は、口縁部外面に突帯を繞らし、内面に割合密な条線を刻む。底部外面を除く全面に褐色の釉をかける。胎土中に微少な黒色粒を含む。

皿 32は、外面腰部以下に削りを加えた外面を除き、褐色の釉をかけた陶器小皿。

灯明皿 33は、糸切底の上に削りを加えた腰部以下の外面を除いて黒紫色を帯びた褐色釉をかけた江戸後期の陶器。34・35は、削りを加えた腰部以下の外面を除いて褐色の釉をかけた磁器風の灯明皿で、35は幕末の美濃・瀬戸焼。

茶碗 36は、削りを加えた腰部以下の外面を除いて薄い黄褐色の釉を

かけた陶器。37は、外面腰部に四条の沈線を施し、これ以下に削りを加えて黒褐色の釉をかけ、内面と口縁部外面は黄褐色の釉をかける。江戸後期の陶器。

飯茶碗

38は、腰部以下外面に削りを加え、底部を除く全面に薄い青色の釉をかけ、「柳」の文様を黄色で描く。41は、高い高台を付し、直線的に開く口縁部をもつ。濁った藍色で柳に似た樹間に方丈を描き、全面に薄い青色の釉をかける。内底に梅鉢文がある。ともに磁器風で、幕末の美濃・瀬戸焼。

鉢

39は、平底に、小さな粘土紐を三つ貼付けて脚台とし、胴部が直立する。肥厚する口縁部の端部は内傾する。底部および胴部の下三分の二に削りを加え、口縁部から腰部にかけての外面に黄褐色の釉をかける。幕末の美濃・瀬戸焼の陶器。42は、やや深い鉢で、底部から腰部に削りを加え、底部内面には濁った藍色で樹木を、黒褐色で梅花を描き、底部外面を除いて黄緑色の釉をかける。43は、厚手で、口縁部がやや開き気味の皿と呼んでもよい。赤褐色の胎土の上に、胴上部内面に濁った藍色で二本一組の条線で菱形を連続して描き、全面に白色の釉をかける。42・43とも江戸後期の陶器。44は、平面が輪花状を呈し、内面にやや鮮やかな藍色で水辺の樹木に囲まれた二軒の家屋を配し、遠景に山を描き、薄い青色の釉をかける。蛇目高台。明治に入るかと思われる染付。甕 45は、徳利または壺ともみえる。ほぼ直立する胴部は、外面腰部までは黄褐色の釉を厚く、これ以外は薄くかけた磁器。糸切底の一部を

除いて外面の残存部全面を削る。46は、ズングリした小型の甕で、削りを加えた底部外面を除いて茶色の釉をかけ、一部黒紫色の釉が垂れる。陶器。

石皿 47は、底部から内彎しながら立上り、口縁部が横に張出して平らに終る。底部外面を除いて全面に薄い黄褐色の釉をかけ、内面底部に濁った藍色で不詳の文様を描く。幕末の美濃・瀬戸焼の陶器。

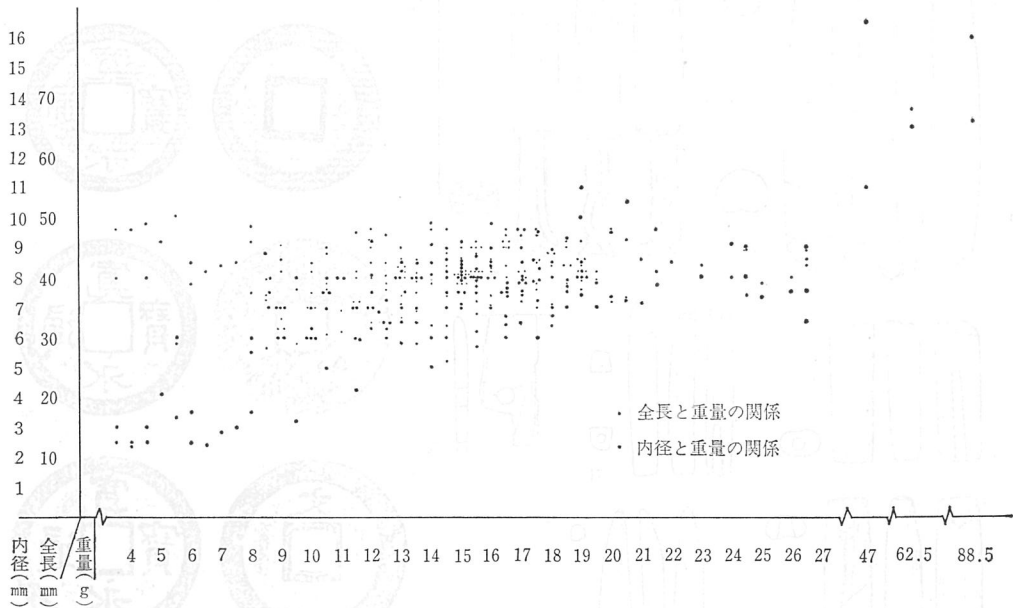
徳利 48は、小型で細長く、底部外面に削りを加える。黄褐色の釉を外面は厚く、内面は薄くかける。幕末の美濃・瀬戸焼の陶器。

土瓶 49は大型で、黒・褐・緑の三色で山水樹木を描き、外面全体に白色の釉をかける。益子焼。

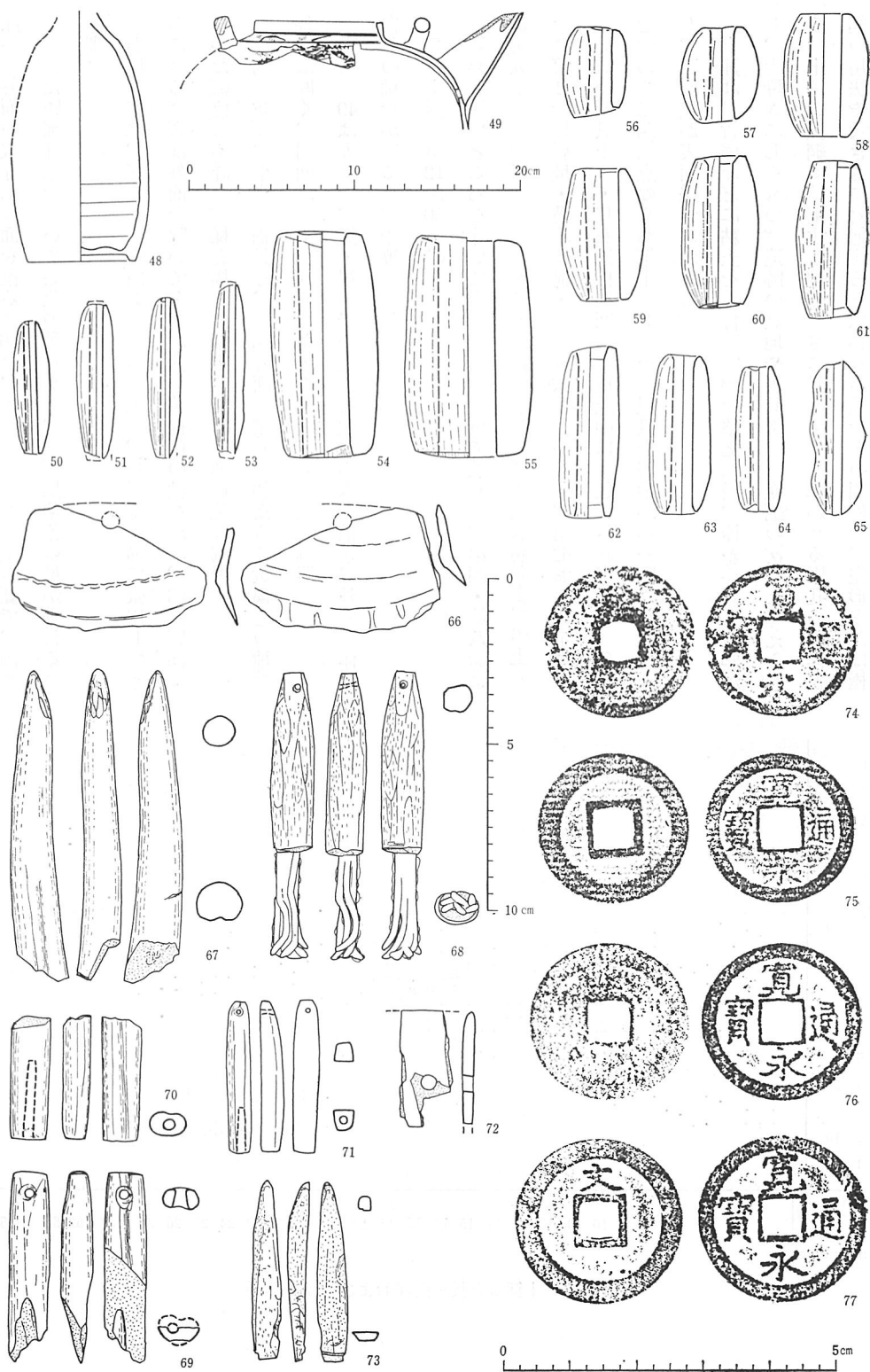
5 土錘 (第12図50~65)

岩盤の浅いところを除いて発掘予定地全域に散布し、第四・第八および第九トレンチ以外のトレンチの攪乱土層および黒色砂層から出土した。第2号住居址・溝状遺構・円形竪穴遺構の覆土、第七および第十トレンチの混貝土層・集石遺構周囲の堆積土中にも包含されている。破片を含めて二四三点のうち第十トレンチの混貝土層中から一四六点も出土し、四八点が表面採集にかかる。

土錘は、竹棒などに粘土を巻付けて形を整えた後、棒を抜いて乾かし、素焼きにしたもの。遺跡の立地や民具例から漁網の沈子と考えられる。土錘を漁網に結束する綱の太さに対応すると思われる円孔の内径と網の用法や大きさに対応すると思われる重量との関係を、完形または極



第1表 土錘の全長・内径および重量の関係



第12図 遺物(3) (48・49は $\frac{1}{4}$, 50~73は $\frac{1}{2}$, 74~77は $\frac{1}{1}$)

一部を欠失したほぼ完形の一八五点について示すと、第1表のとおりである。大別して大・中・小の三群に分けられる。

小型の土錘 50〜53。細長い紡錘形を呈する。9点採集された。カニなどをとる刺網の沈子。

中型の土錘 56〜65。紡錘形の両端を切った形を呈する。短いものは、胴の膨みが著しるしく、中には投弾形あるいは球形に近いものがあり、長いものは円柱形を示す傾向がある。65のように胴部二個所でくびれるビーナツ形も1点ある。出土した土錘のほとんどがこれに属し、法量に相当の差違があるので、さらに細分できるかも知れないが、明確な基準による類型化は難しい。ヒラメなどをとる建網の沈子。

大型の土錘 54・55。両端を直切し、表面を削った円柱状で、重い。例数が六点と極端に少い。底引系統の網の沈子。

6 貝製品 (第12図66)

貝包丁 66は、第七トレンチ混貝土層から出土。アワビの外唇を刃部とし、これと直交ぎみに切っておそらく台形をなす。紐を通す円孔を穿つ。このほかに人工的な切断の跡のあるアワビの破片が第九トレンチ攪乱層から出土している。

7 骨角器 (第12図67〜73)

67は、第五トレンチ攪乱層、73は第十トレンチ混貝土層、68は同排土、69は第1号住居址の攪乱層、70は第2号住居址覆土、71は第七トレンチ攪乱層、72は円形堅穴遺構覆土中からそれぞれ出土した。

尖頭器 67は鹿角枝を磨き、その先端を削って尖らしたもの。73は板状に割った骨角片を舟形に削って先端を尖らしたもの。いずれも用途不明。

擬餌針 68は完形品。釣針と身部からなる。釣針は、錨のように開くと思われる6本の鉄線を束ねる。身部は、断面円形で頭部が細くなるように骨角を削り、頭部に一孔を貫穿し、尾部には、おそらく釣針を挿入する円孔を穿つと思われる。イカを釣る擬餌針。69・70は、半截した管骨の表面を研磨した身部。71は、断面蒲鉾形で両端が細くなるように削りこみ、頭部に一孔を貫穿し、尾部に釣針を挿入する一孔を穿つ。釣針がなく、何をとるのか不明。

不明骨板 72は平らに研磨された骨板に、一円孔を穿った破片。全形・用途とも不明。

8 銭貨 (第12図74〜76)

寛永通宝 74は表面採集。75は溝状遺構の肩に接して出土し、76は第十トレンチ混貝土層、75は第2号住居址脇の攪乱土層からそれぞれ出土した。4枚とも別種。77の裏には「文」字を鋳出す。

四 ま と め

以上に述べきいたった新御殿建設予定地を中心とする発掘調査の成果を要約し、これにもとづいて考えられる事柄や問題を掲げると次のように

なろうか。

- 1、葉山御用邸内遺跡は、三浦半島に類例の少ない海岸に面した砂丘上に営なまれた遺跡である。
- 2、かつて古墳もあったが、古代および近世の集落址でもあると考えられる。
- 3、旧御殿の建設工事等による攪乱が著しく、遺構の遺存度は非常に悪かった。

- 4、古代については、古墳時代後期の堅穴住居址一軒が検出されたほか、同時期および古墳時代前期・奈良時代・平安時代の日常什器類が多数採集され、長期にわたって生活が営なまれたことが判明した。
- 5、貝包丁は、その使用年代が明確でないが、古代のもので、稲の穂摘具としてよいとすれば、漁撈生活の考えられやすい海岸の立地にもかかわらず、水田農耕を考慮する必要性を示している。

- 6、近世の住居址と断定できるものはなかったが、日常什器としての陶磁器が多数出土し、御用邸開設前にはここに民家もあったことから、敷地内に近世村落のあったことが窺われる。
- 7、擬餌針および大量の土錘などの漁撈具の出土および混貝土層の存在は、この村落が漁業に携ったことを明らかにしている。

- 8、溝状遺構、円形堅穴遺構など、時期および性格を確定しがたい遺構がある。

なお、本稿を草するに際し、擬餌針・土錘について田辺悟氏の、陶磁

器について長谷部楽爾・井上喜久男両氏の御教示を得た。

(笠野 毅)

(附) 葉山・一色古墳の遺物

赤星直忠

(一) 一色古墳に関する文献資料

葉山御用邸内古墳について記されたものとしては、『古墳横穴及同時代遺物発見地名表』(東京帝国大学発行 明治三十六年再版)に次の記載がある。

相模国……三浦郡葉山村大字一色 古墳

石槨、人骨 佐藤伝蔵報 人二四六号
骨鏃 三三四頁

『東京人類学会雑誌』第四百四十六号(明治三十一年五月二十八日)には次の記事がある。

○古墳と骨鏃 古墳より骨鏃を出すとの事実は芝丸山の古墳を除く外従来餘り聞かざる所なるが、友人小林和止氏の言に依れば、相模国三浦郡葉山村字一色宮内省御料地内御用邸建築中、海辺より壱町許の所にて地下凡そ八尺許の處の石槨中より、人骨と共に図に示す如き骨鏃を発見せりと云ふ。実物を一見したるのみにては殆ど石器時代の遺跡より発見する者と区別する能はざるなり。(佐藤伝蔵)

(一) 実教寺と一色古墳遺物

実教寺（日蓮宗 葉山町一色一三五五）に御用邸内古墳出土遺物が保存されていると聞いて調査（昭和四十二年四月）したとき、出土品のほかに寺に保管されるに至った経過を示す『送り状』と現在本堂前に立つ「古将墓」に記す『古将之墓記』が巻物として保管されていることを知った。

本堂前には切石積方形基壇上に二段の台座を置いた扁球頂柱碑が立ち、正面に「古将墓」、左に「古将之墓記」、右に「明治四十一年八月十六日建之 当山二十五世 日解聖人」と刻む。二段の台座に発起人名と費用寄進檀家名を刻んでいる。切石積方形基壇内には一色古墳出土人骨が納められているという。寺に保管されている遺物は骨鏃四点・鉄鏃（平根式）三点・直刀断欠四点であり、『送り状』に「鎗」と記されているものは存在しない。

(二) 考察

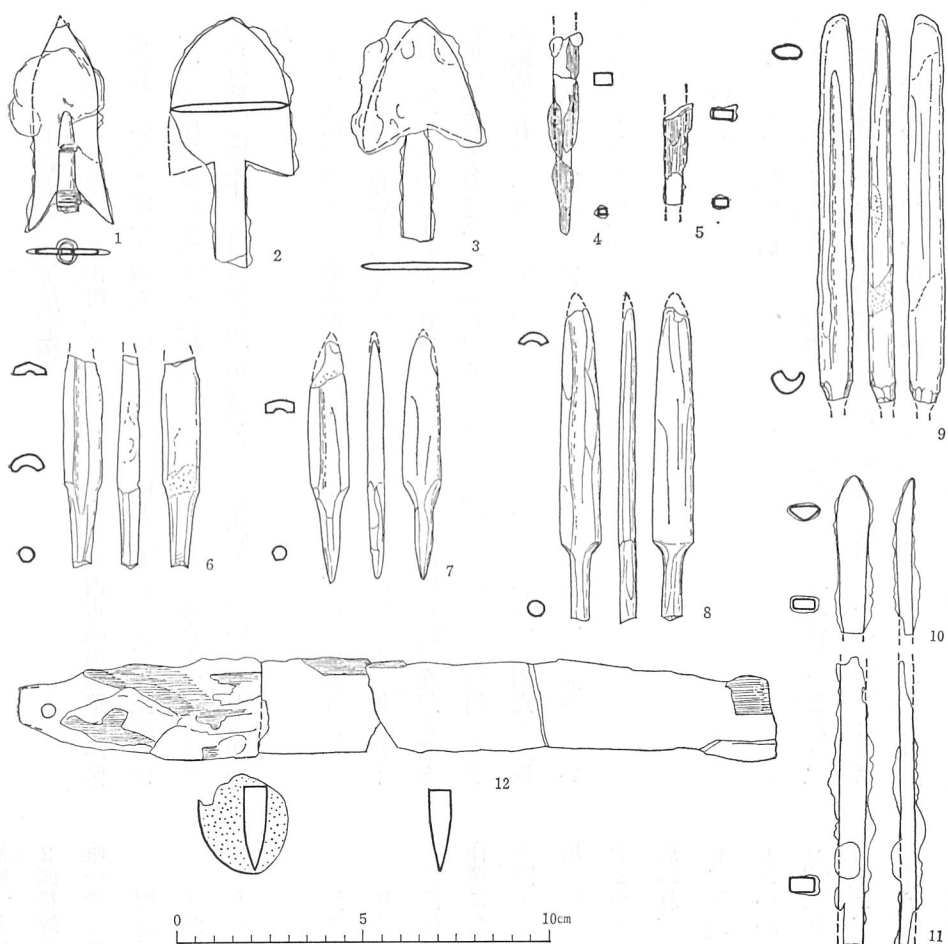
イ 一色古墳について

古墳の位置は佐藤伝蔵氏の報告には「海辺より壱町許の処」とあり、実教寺住職は旧地主小字打鯖の鈴木八兵衛地所内の「いなり塚」とよばれた小高いところで、稲荷社がまつてあったところと伝える。その位置は八兵衛孫（一色一七九五住、鈴木新太郎）によって「打鯖二一〇四

番地」と知らされた。旧切図によってその位置は旧御殿北端中央辺（第2図横線部分）とわかった。人骨出土状況については『古将之墓記』が唯一のもの。

明治二十六年葉山御用邸御建築地盤鋤取りノ際人骨ヲ発掘セラレ其ノ四面ハ丸石ヲ以テ囲ミ恰モ巨大ノ石棺トナシ七人ヲ合祀アリ内一人ハ将ナルベシ石棺ノ中部ニ横臥セシメ其ノ前ニ婦女一人及齡十二三ノ少年ト認ムル者一人左右ニ二人ツツ四人聯列アリ骨格壮大身軀何モ六尺已上ト思料ス熟考スルニ該遺骨ト共ニ角製及鉄製其他武器類葬リアリシハ往昔戦死者又ハ殉死者ノ屍ヲ祀リシナラン

佐藤伝蔵氏の報告は「地下凡そ八尺」とある。古将墓に記すところは作業にたずさわった人達から聞いたものと思われる。「四面ハ丸石ヲ以テ囲ミ」とあるから佐藤氏が記すごとく石槨であろう。「御建築地盤鋤取り」と記し、筆者聞書には「鈴木八兵衛地内の小高いところに稲荷社をまつていたところ」とあるから、砂丘上に作られた円墳であったと思われる、主体部は丸石積の石槨と考えて誤りあるまい。古墳の大きさも、石槨の深さも不明である。丸石積とあるが付近に堅い河原石は存在しないから、海岸に散在した凝灰岩塊が集められたものとしてよからう。三浦市三戸光照寺南方台地にあった古墳が開墾されたときの実見によると、主体部は地下にあり、泥岩塊を積みあげた低い石槨であった。人骨が多数納められていたらしいが、三浦半島での古墳・横穴の例からすればいずれもが風葬後の二次埋葬であったはずである。一色古墳人骨



第13図 実教寺所蔵の葉山御用邸内一色古墳の出土品 (1/2)

は鈴木八兵衛が実教寺檀家であることから実教寺に供養埋納されたものであろう。

ロ 送り状と遺物

人骨に伴出した遺物が実教寺にあるが人骨とともに寺に納められたものでないことは『送り状』によってあきらかである。

送り状

角製矢根 同下ナシ 同上ナシ下ナシ 鉄製矢根

鉄製矢根三ツ折レ居ル 鎗 小剣四ツニ折レ居ル

合八品 但シ拾四包外ニ式包

右之通正ニ葉山一色村へ送付仕候間御納手被下度候也

明治廿八年三月吉日

一見栄次郎

鈴木頼学様

鈴木頼学は名主、一見栄次郎は檀家の一人。昭和四十二年調査のとき住職から聞いたところによれば出土品は東京に持ち去られていたが所蔵者病死により村に返されたものという。『送り状』の絵は要を得たもので、現存遺物とくらべて直ちに判別できる。寺には『送り状』に

記されていない骨鏃の良好資料がもう一点ある。骨鏃は身部と茎部とからなる(第13図6~9)。三浦半島の横穴からの骨鏃の出土例では、長さ二一~二三センチ、身部断面はレンズ状で、茎は細く短かいものが多い。二例は似ているが二例は異なる。横須賀市船倉横穴・同なたぎり遺跡に出土例がある。異なる二例は、柳葉形に似た短かいもので、これと同じ形の骨鏃は三浦市南下浦町海岸の海蝕洞穴内弥生期貝塚出土品にある。鉄鏃(第13図1~5)は、みな数個に折損してしまつたが出土数だけある。いずれも平根式に属し、かえりが後方にむく。注意すべきものは『送り状』図の上方に書かれているもので鏃身の中央をたてに両面からはさんだあとが残存するもの。これは二つ割になつて鏃をはさんだあとで、古い様式の鏃にのみみられる。類例は横須賀市佐島横穴から出土している。「鎗」と記すものは現存しないが、大きさと形からみて、鈍か尖根鉄鏃と思われるもの(第13図10・11)がある。「小剣四ツ折レ居ル」は現存する(第13図12)。比較的小形の直刀断欠である。三浦半島からは剣の出土例がきわめて少なく横須賀市島崎A横穴に一例ある。以上の遺物中に剣の存在すること、篋先で鏃をはさむ平根形の鏃があることは両者とも比較的古い古墳・横穴に存在する遺物であることから考へて、本古墳はやや古い時期のものであると推定される。

四 ま と め

発見時の詳細が全く不明だが海岸の砂丘上に作られた比較的古い時期

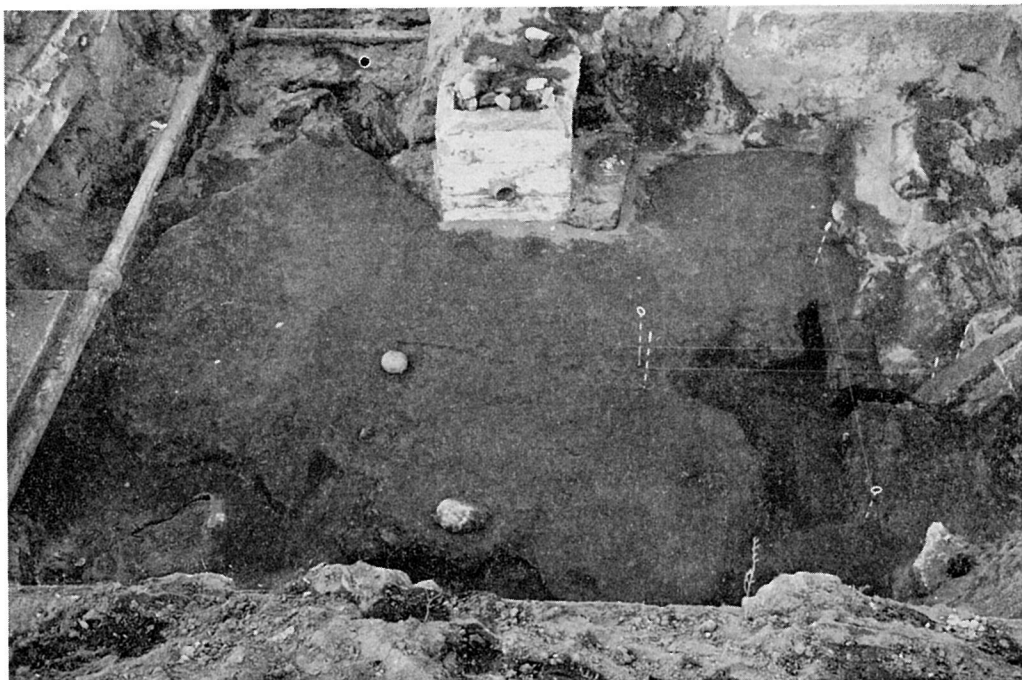
の古墳と考えられ、岩塊積石槨中に幾体もの人骨が埋納されていたようである。三浦半島は戦前要塞地帯であつた関係で学術的調査がきわめて困難であつたため、記録として残されていることが少ない。庶民生活の歴史を明らかにすることは戦後大事な研究になつたが、実施されたことがほとんどない葉山町としては、些少な資料であつても葉山町の歴史を明らかにする上からはきわめて大切である。そのような観点からすれば一色古墳資料はささやかな残存でしかないとしても、価値はきわめて大きい。



1. 遺跡（↓印）の遠景（西から）



2. 発掘地の全景（北から）



1. 第 2 号 住 居 址



2. 溝 状 遺 構



1. 円形堅穴遺構



2. 集石遺構